

「(仮称) 生物多様性ちば県戦略」策定の基本的考え方

<背景>

自然環境は、人々の生活・文化の基盤であり、人・自然・文化が一体となる健全な生態系は、多種多様な生物とそのかかわりの連続性によって維持・継承され、豊かな人間社会を育んできた。

この大切な生物多様性及び生態系を守り伝えるため、1992年ブラジルの地球サミットでは、「気候変動枠組条約」とともに「生物多様性条約」が採択され、遺伝子、種、生態系の3つのレベルの生物多様性の保全・再生が謳われた。日本は、この条約に、1993年加盟するとともに、「環境基本法」を制定し、1994年に「環境基本計画」を策定した。日本の「生物多様性国家戦略」の策定は1995年であり、2002年には「第2次環境基本計画」の作成とともに、「新・生物多様性国家戦略」を策定した。

千葉県は、黒潮、親潮の影響によって南北の動植物が出会い、多様な水環境と温和な気候、肥沃な土壤条件にも恵まれ、きわめて豊かな生物多様性を有してきた。この恵みは、3万年以上の人々の生活・文化を支えつつ、人と自然が調和・共存し、自立し循環する世界にもたぐい希な豊かな里山・里海の生態系を育んだ。

しかしながら、近年の急激な人口増加に伴う都市の拡大、埋立・開発やゴミ問題、農林漁業の変貌等により、自然環境は悪化し、生物多様性も急速に低下しつつある。これは、郷土の生物種の絶滅をはじめ、外来種の侵入や鳥獣被害の増大、また、ふる里の生活・文化の消失や農林漁業・観光等での経済的損失、さらには、教育面での子供を取り巻く環境の後退や人の健康被害等、千葉県の現在及び将来に対し多くの問題を生じている。

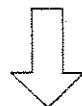
生命のにぎわいとつながりの保全・再生は、食料等の資源の確保にとどまらず、水や空気、身体や心の健康等、人々の生きる環境のみならずである。この生物多様性の恵みを、子供たちに伝え、長く未来に引き継いでいくため、今まさに早急の対応が求められている。

1 目的

千葉県における、私たちの暮らしとともにすべての生命（いのち）のいとなみとしての生物多様性の実態を明らかにし、その保全・再生についての施策の方針と取組を示すものとする。

2 必要性

- (1) 国家戦略で絶滅危惧種、外来生物等、事態の好転に必ずしも結びついていない。
- (2) 国の施策は、保護種の選定、防除する外来生物等、本県の実態に照らし十分なものとはなっていない。
- (3) 本県特有の生物多様性の恵み（里海や里山、谷津田の自然等）を持続的に利用するための施策を盛り込む必要がある。



本県の実情を踏まえた「(仮称) 生物多様性ちば県戦略」の策定が必要

3 戦略の性格

- (1) 新・生物多様性国家戦略（H14年3月）を受けた地方公共団体の取組として、千葉県の自然的社会的条件を踏まえて策定する。
※ H19.2月頃論点整理がされる「新国家戦略」の見直し内容ができる限り取り入れる。
- (2) 千葉県環境基本計画（H8年8月）を受けて策定された位置付けとする。
※ 戦略と基本計画の見直し内容（H19年9月目途）と整合を図る。
- (3) 本戦略は、本県の生物多様性に係る基本計画とし、市町村や地域団体、NPO等多様な主体との協働による取組みの方向を示す。

4 戦略における主な検討事項

(1) 千葉県の自然環境の特性ごとの実態把握と課題の抽出

- ・干潟、谷津田等の水辺環境
- ・照葉樹林帯と落葉樹林帯との移行帯
- ・平坦で安全な地形と肥沃な土壤
- ・人と自然が調和・共存した里山・里海の継承 等

(2) 生物多様性に係る重点地区、地域の検討

- ・保全・再生エリアとネットワーク
- ・コアエリア、バッファーエリアのゾーニング
- ・現場の情報分析・対応の検討モデル 等

(3) 実施体制と全庁的なシステムの検討

- ・継続的なモニタリングと研究体制
- ・行政と大学、博物館やDNA研究所など研究機関等との連携協力
- ・資料・情報の発掘・集積とGIS等による情報の統合・分析 等

(4) 県、市町村等行政の役割、及び県民、NPO等による取組の促進

- ・市民、NPOや子供たちの参加・協働
- ・自然や生物多様性の重要性の広報、教育
- ・生物多様性に関する条例制定の必要性 等

(5) 保全・再生の現場対応

- ・現場情報の共有と解析・診断システム
- ・現場展開の組織・担い手確保
- ・持続可能な利用の促進 等

5 構成の考え方 (資料1のとおり)

6 策定手順 (資料2)

- (1) タウンミーティングを実施して、県民の意見を聴いた上で、提言を基に戦略素案を作成する。
- (2) 学識経験者からなる「(仮称) 生物多様性ちば県戦略」専門委員会において、生物多様性に関する現状把握・課題抽出・施策の方向性について検討を行い、提言をいただく。
- (3) 戦略素案のパブリックコメントを実施した上で、戦略案を策定する。
- (4) 環境審議会に戦略案を諮問し、答申を受けて戦略を策定する。

7 広 報

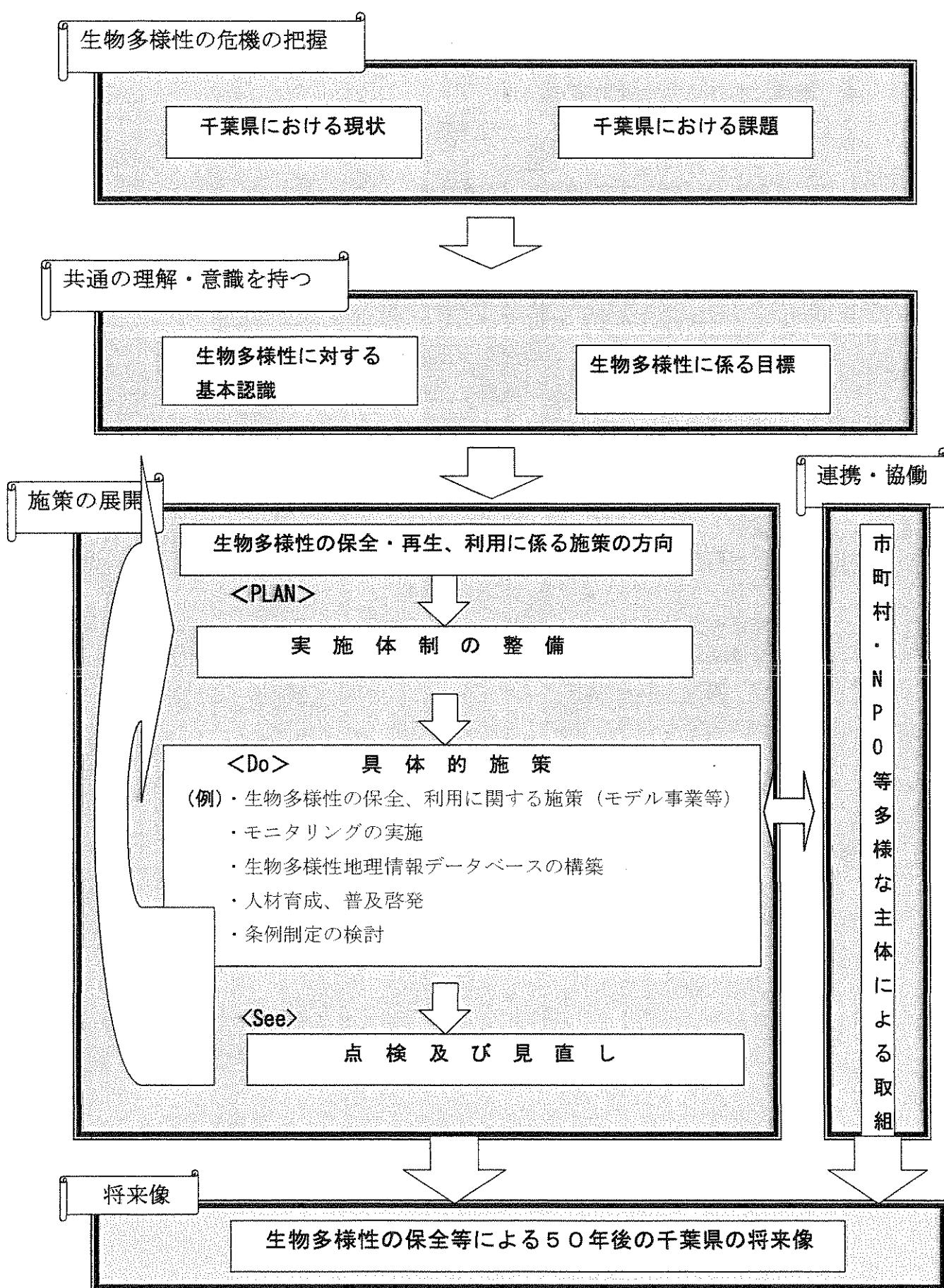
(1) ホームページによる情報発信

(2) ニュースレターの発行

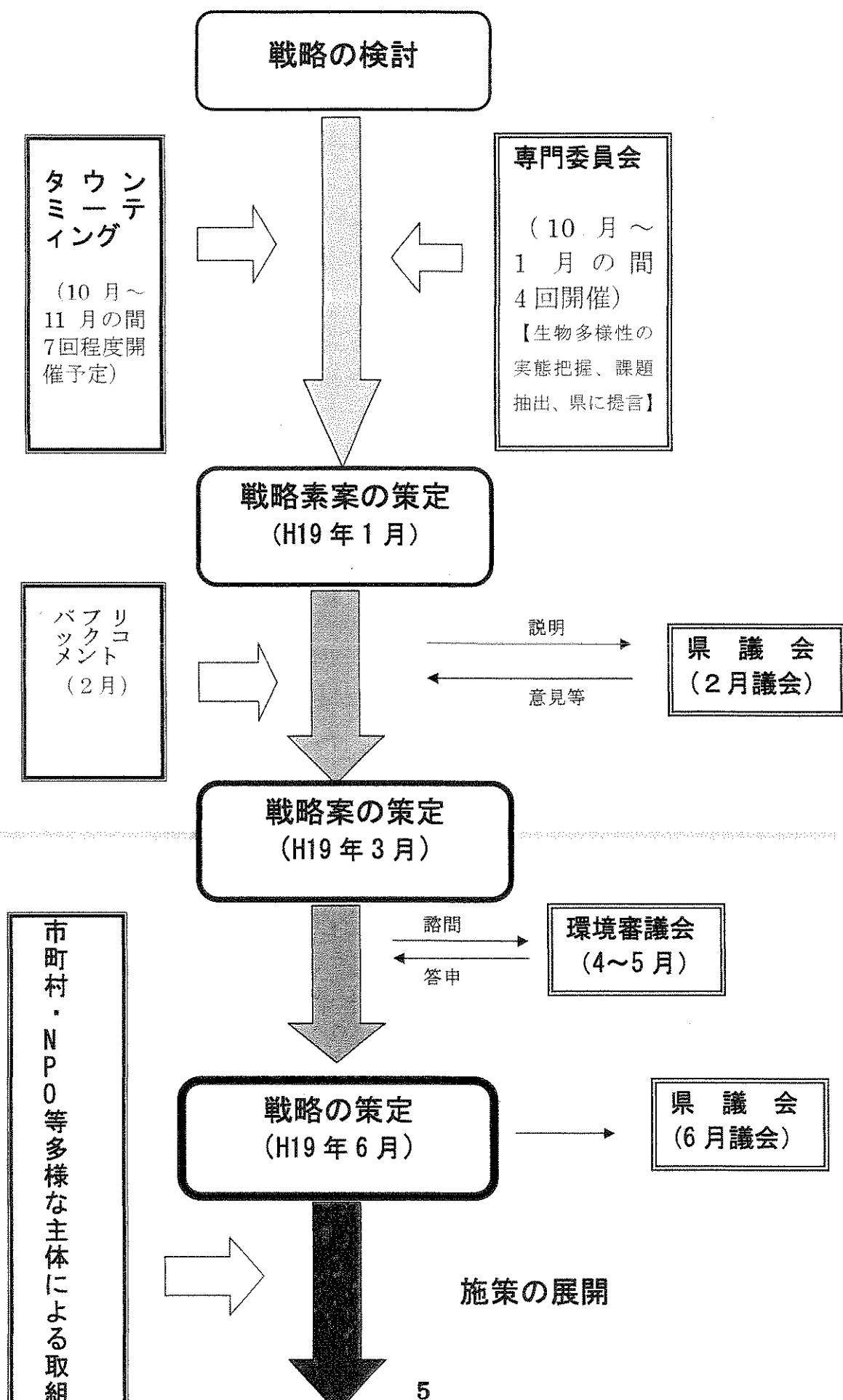
生物多様性に関する理解を深めるため、府内、市町村、NPO等へ広く配布。生物多様性に関する各界の人のコメントを載せる。

「生物多様性ちば県戦略」構成の考え方

資料 1



「(仮称) 生物多様性ちば県戦略」策定フロー

18
年
度

(仮称) 生物多様性ちば県戦略専門委員会における審議の進め方

10月16日(月) 現地視察(南房地域等)

第1回委員会

○戦略策定の基本的な進め方

○生物多様性の現状と課題

10月27日(金) 現地視察(北総地域)

10月30日(月) 現地視察(北総地域)

11月 6日(月)

11月13日(月) 第2回委員会

○希少種保護・重要案件等の事例検証

○県・市町村における取り組み状況

○国内及び海外における参考事例の検討

○生物多様性の課題の整理

○提言構成案の検討

12月18日(月) 第3回委員会

○生物多様性の課題の整理

○提言構成案及び要旨の検討

1月15日(月) 第4回委員会

○提言案の検討